

令和8年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	花 村 定 行
環境経済課長	西 川 雪 秀
住民課長	宮 川 雅 人
福祉子ども課長	赤 塚 暢 子
健康介護課長	後 藤 英 代
建設課長	永 見 幸 広
水道課長	後 藤 英 司
学校給食センター所長	田 島 明
未来創造室長	田 上 智 也
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	臼 田 初 穂

1. 議事日程（第3号）

令和8年3月13日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第23号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第2 第1号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第2号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第4 第3号議案 教育長の任命同意について
- 日程第5 第4号議案 笠松町光未来振興基金条例について
- 日程第6 第5号議案 笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第7 第6号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 第8号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第9号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第10号議案 笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第11号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第12号議案 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結について
- 日程第14 第13号議案 町道の路線認定について
- 日程第15 第14号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第16 第15号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 第16号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 第17号議案 令和8年度笠松町一般会計予算について
- 日程第19 第18号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 第19号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 第20号議案 令和8年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第22 第21号議案 令和8年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第23 第22号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第23号議案から日程第23 第22号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第23号議案から日程第23、第22号議案までの23議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、御説明申し上げます。

議案書の1ページから4ページにわたります第23号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

今回の補正額は828万7,000円の増額補正であります。

3ページを御覧ください。

今回の補正理由は3つございまして、1つ目は、企業版かさまつ応援寄附金を2者より120万円いただいたことによるものでございます。歳入の寄附金のほうで計上させていただきました。

4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

この寄附金につきましては、それぞれ御趣旨に沿うよう予算措置をさせていただきました。

まずMXモバイリング株式会社様からは50万円の寄附をいただき、防災備品管理事業に事業充当をとということで、6目の防災対策費におきまして、財源内訳の補正をさせていただいております。

また、株式会社エグゼクティブ様からは70万円の寄附をいただきまして、かさまつ応援基金に積立てをするため、24節 積立金を増額補正させていただいているところでございます。

続きまして、同じく総務費の3項 徴税费、1目 税務総務費では、22節 償還金利子及び割引料で、町税還付金を130万円計上させていただいております。こちらは、2つ目の補正理由でございますが、固定資産税の共同住宅に係る住宅用地の認定誤りが1件ございました。その税額変更により還付金が新たに発生したことにより、予算に不足が生じることとなりましたため、増額の補正をさせていただくというものでございます。

続きまして、第10款 公債費、第1項 公債費の2目 利子では、22節 償還金利子及び割引料で、長期債利子を628万7,000円増額させていただいております。こちらが補正の3つ目の

理由でございまして、地方債の利率見直しによるものでございます。借入期間が20年間のものの10年経過時における利率見直しにおきまして、利率が上昇したため償還金利息予算が不足することとなったため、増額をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、平成27年に起こしました5つの地方債に係るもので、こちらのほうは当初の借入利率が0.34%から0.4%であったものが、見直し後におきましては1.2%から2.0%になったことによるものでございます。

なお、今回の補正に伴い不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰入れ、708万7,000円を充てさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま提案の第23号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第1号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

第2号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

第3号議案 教育長の任命同意についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

教育長さん、一言ありますか。

○教育長（野原弘康君） いいですか。

○議長（伏屋隆男君） どうぞ。

○教育長（野原弘康君） では、失礼いたします。

御承認をいただきまして、ありがとうございました。

令和8年度、来年のことですけれども、大きな動きがございまして、部活動の地域移行という、これは非常に大きなことだなというふうに思っております。数々の問題というか、トラブルも起きる可能性があるけれども、できるだけ先に手を打ちながら、そういったことを防いでいきたいなというふうに思っております。

また、これから次期学習指導要領ですか、新しくなってくる、その準備期間にも入りますので、そうしたことも尽力していきたいなというふうに思っております。

最終的に、郷土愛を深く持って、そして地域を担っていく人材を育つ、そうした教育を進め

てまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 続けます。

第4号議案 笠松町光未来振興基金条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） これは意思を持って御提供いただける非常にありがたいものなんですけれども、設置のところに教育の振興及び教育環境の充実を図るためというふうに目的が書かれておりますが、これはあくまでも学校教育という前提なんですか。例えば住民の皆さんが子どもたちのためにいろいろなことをやっていただくために使うということは不可能なことなんですか。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

寄附者のほうからの意向としては、やはり以前の図書、光文庫の関係との意味合いで今後やりたいという中で、今回については、学校関係の環境整備、教育の充実ということで、そちらのほうにに使わせていただくということで依頼がありますので、それに従って対応したいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがたいことで、またこうして復活していただいたというのは、本当に笠松町の子どもにとっては非常に幸せなことだなというふうに思いますので、ぜひとも上手な運用をしていただきたいということと、子どもたちのために一生懸命働いてくださっている住民の方々というのもたくさんおられます。その方には十分しっかり御意見をお聞きしながら、町として十分対応していただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） 勉強会のときに、光製作所さんから200万円いただけるということで、これは光文庫基金の代わりのものだということをお聞きしているんですが、これは大体何年ぐらい持続できるのかということと、あと3小学校とか中学校とかというふうには分けられないと言われたんですけど、具体的に、もう今の時点でこういったことに使われたいわというようなことがあったら教えていただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

基本的には、今の学校環境、GIGAスクール関係の環境整備の、いわゆる今後進めていく、検討している電子黒板とか、その環境について、より学校の教育に充実したような設備等に使用したいという、使ってほしいという要望もありますので、その格好で使わせていただきたいなと思っております。

また、期間については、相手方の企業の考えもありますので、取りあえず継続してやりたいという御意見は聞いておりますので、何年間ということはちょっと述べられません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 地元の光製作所さんと、またMIRAI塾のほうとかいろいろあると思うんですが、なるべく町のほうに持続できるように頼んでいただくようによろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） これは誰でも通園やったかな、月に10時間か何かだけ就業に関わらず保育園に預けることができるというやつの規定のものだったと思うんですが、具体的に、笠松町ではどこでどれくらいの規模でやれる予定になっていますか。まだそれも分からない状況でしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

現在のところ、第一保育所のほうで、余裕型というタイプになりますので、定員は10人以内

ということなんですけれども、その状況によって、利用の可能枠のほうは10人以内で定めさせていただきます予定です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

笠松町ではということなんですけれども、笠松町以外でお願いすることもできると思うんですが、そういう場合というのは、例えば笠松町から何かしら措置費のような形でというのが発生してくるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

町外の利用でも可能です。

今、公定価格なんですけれども、現在のところの案なんですけど、ゼロ歳児につきましては1時間当たり1,700円ということで、案が参っています。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） すみません、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、これは町内の人でも町外の人でも利用できるということですよ、第一保育所に。

手続方法というのは、ちょっと、すみません、勉強不足で申し訳ないんですけど、どのようになっているのかなというのと、その料金はどういうふうを支払うというか、例えばPay Payで支払えるとか、いろいろどういうふうになっているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

まず1点目の利用方法なんですけど、まず居住する市町村のほうで認定を受けることになります。それで、笠松町の方でしたら、笠松でまず認定ということが必要になります。

利用しようとする場合、今、国のほうでポータルサイトを準備しておりますので、そこで利用したい市町村のほうの空き状況を確認して申込みをして、まず利用する園に、まず面談が必要になりますので、面談をしてから利用の開始という形になります。

あと、料金なんですけど、先ほどゼロ歳児ですと1時間1,700円というのは、例えば笠松の方が岐阜市のところを使われた場合に、笠松から岐阜市のほうに1,700円払うということになります。利用する保護者の方は、今、標準的には300円をそちらの園に直接支払っていただくという制度設計になっております。以上です。

○9番（田島清美君） 分かりました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 国のほうでの改定を基に改定されたと思うんですけども、宿泊費のところは、今までと、もちろん今までも上限があったわけですけど、上限にして、必要な経費分だけということになったというふう聞いたと思うんですけども、いろんな、例えばオリンピックであったり、万博であったりがあって宿泊費が高騰していて、そこしか泊まれなくて、それが非常に高かった場合というのは、個人負担になるという考え方なんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

その状況によって、宿泊費が上がった場合ということですが、国のほうで宿泊費の基準というのを都道府県別で実勢データを基に調査をしました。その結果が、今回、国家公務員の旅費の法律の中でうたわれております。それに基づいて、町の条例も同様の額でさせていただきました。

国においても、定期的にそれを見直すということがあります。現在の状況では、その基準を超えた場合には支給ができないということでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、これは勉強会するときにも聞いたんですが、災害が起きたときに、町が認定していないところでも違う自治体が認定していればということだったと思うんですが、大規模災害のときに、当然笠松町内の業者だけでは対応し切れないのでということだと思うんですが、じゃあほかのところで認定されているかどうかというのはチェックというのは、全国統一的に何かそういうようなことというのは検討されているのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

今、議員さんがおっしゃられましたような内容につきまして、私どもも非常に懸念をしておりますが、これにつきましては、日本水道協会並びに日本下水道協会等の広域的なネットワークというものがございますので、そこら辺りから、近隣自治体との相互応援協定に基づきまして、身元の確認とか、業者への協力依頼につきましては、町が主体となってコントロールしますので、そのような便乗的な業者さんの介入を未然に防ぐということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） これは、以前、勉強会のときには、町が優先的に配付したい場所を中心に予算化されたものだ。260台ですかね、というふうに思っているわけなんですけれども、それ以外の方で、一般の方で、例えば今持っているラジオ型の、おにぎり型のラジオ型みたいなやつを新しいデジタル型に変えようとする方というのは、笠松町としてはどれぐらいだというふうに見積もっておられるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今回、その260台につきましては、公共施設と緊急通報システムを設置している御家庭、200世帯強ありますが、それに配置をさせていただきます。

今、川島議員さんに言われましたそれ以外の方でデジタル対応の戸別受信機を設置されたい方がどれくらい見えるかということですが、町といたしましては、この戸別受信機以外にも、LINEとかアプリとか、いろんな方法で災害時の情報を入手できますので、戸別受信機がどれだけあるか、新たな戸別受信機がどれだけ設置をされるかという目標値というものはありません。何らかの形で災害時に情報を取っていただけるように町としても周知をしていきまして、災害の情報が漏れなくというか、何らかの形で受信できるような体制ということで、この戸別受信機、新たな戸別受信機については補助をするというような制度設計で進めて

いるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

現在の行政無線というのは、昔のように定時放送というのはなくなってしまいましたし、行事の案内とか、例えば昔、子どもがやっていた少年の主張大会を流すとかということもなくなってしまったんですけども、例えばこれはどこのメーカーのやつで、1台当たり幾らで、もし個人がお願いするとすると幾ら個人で負担しなければならないかということについてお願いをしますし、逆に言うと、そういう緊急事態しか流れてこないということの考え方でいいわけですね。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず今回、この仮契約を結ばせていただきました260台につきましては、富士通製の製品ということになっております。それで、今回の契約につきまして、1台当たり税込みで6万280円という内容になっております。これはまだ新たなものが導入されたばかりですので、普及というか、増えれば値段も下がってくるのではないかと考えております。

それで、新たにこの戸別受信機、デジタル対応の受信機を購入される場合には、4分の3の補助をするということで、上限が3万7,500円というような条件で補助をしていきたいというふうに考えております。

今、定時放送とかはなくなっておりますが、時報とかがこの戸別受信機から鳴る、現在は鳴っております。

あと、放送につきましては、緊急時ですね、現在ですと警察からの安心・安全のというか、詐欺とか、いろんな事件・事故があった場合の放送を流しているというような状況でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。
ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第10号）についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を
許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第17号議案 令和8年度笠松町一般会計予算についての質疑を許します。

質疑は、歳出から各款ごとに行います。その後、歳入全般、地方債について行い、最後に一般会計全般にわたるものについての質疑を行います。

それでは、歳出についての質疑に入ります。質疑に際しましては、ページ数、項、目、節を述べてください。

予算説明書26ページ、主要事務事業説明書18ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 議会費の説明を聞いたときの議員に配られるタブレットの件なんですけど、19万8,000円がそのOSの入替え等の費用だということでお伺いしております。

説明会するときにも少しお聞きしたんですけど、まずこれについてちょっとお聞きしたいのが、以前まで小・中学生が使っていた、GIGAスクールで使われていたタブレット、それに対してOSの入替えを行い、議員の今後使っていくタブレットとして使うということでお聞きして

おります。

それに伴ってですが、今まで使われていたタブレットなんですけれど、まず、よく私も耳にしましたが、かなり動きがよろしくないと子どもたちからよく耳にしました。今はまた新しく配られて、非常に動きがいいということは聞いておるんですが、その動きが悪いということをしごく耳にしていたタブレットなんですけれど、それを、まずOSをWindows10から11に変えるということを聞いたんですが、私も一応こういうパソコン関係の仕事をしているので、ある程度の知識は持っているつもりではいるんですけど、Windows10からWindows11にアップグレードした場合、非常に動きが悪くなるということが、もう事前に聞いております。

その中で、特にCPUというパソコンでいう頭脳が、マイクロソフトからの発表でいくとコアの頭脳を推奨していると。つまり、セレロンの頭脳、CPUをアップグレードすると、非常に動きが悪くなるということもホームページ等で書いてございますので、マイクロソフトとしてはセレロンのCPUは推奨していないということも書いております。中には、そのセレロンの中でも品番によってはできるものもあるということは書いてあるんですけど、実際はあまり推奨はしていないというものに対して、今回、このGIGAスクールで使われていたのは、CPUがセレロンのはずです。私も調べましたが、N4000というセレロンのCPUを使っているはずです。

そのものをあえて費用をかけてアップグレードをさせ、動きが悪くなるというようなことが書かれているのにもかかわらず、費用をかけアップグレードをさせ、そしてそれを議員に使ってもらうというような、そういうことでまず一つよろしいでしょうか、その見解をお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

議員に配付するGIGAタブレットのOS更新の件ですけれども、議員がおっしゃいましたように、GIGAタブレット、学校で使っていたもののOSを更新する費用のほうを計上させていただいております。

こちらにつきましては、まだちょっと議会として、この議場として、電子議会ですね、そういったシステムがまだ導入できる前段階でありますので、まずはちょっと慣れていただくという思いもありまして、このような予算の計上のほうをさせていただいております。

こちらのほう、議員がおっしゃるような懸念事項、セレロンでは非常に厳しいんじゃないかという御指摘のほうも、私たちも踏まえまして、一応ちょっとテスト的に1台ぐらいはやってみて、その動きとか動作確認をさせていただいて、もし不都合が生じるようであれば、またこちらのほうを変更して、計画のほうをまた再度立てたいというふうに考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） そのようにしていただけるということであればいいとは思いますが、やはり懸念されるものにお金が少しでもかかるというのはもったいない気がしますので、1台だけでも取りあえずはやってというところでしていただければいいかなというところは思いますが、やはりこれは笠松のみならず、いろんな議会でも、もう既に議員がタブレットを持ち、今後のペーパーレス化であったりとか、データの共有というところであったりとか、今後の動きというところは、各、全国的に動きが出ているところであります。

その中で、やはり笠松町もそういう意味で、議会のほうから要望を出した一件でございました。今後、今年だけとかということじゃなくて、やはり今後の議会運営というところにおいて、やはりタブレットというのはもう必要になってくると思っておりますので、取りあえずのということであればよろしいんですが、今後やはりそういう方向性の中で、ずっと使っていくというものになってくるはずですので、この辺を念頭に置いていただいて今後のことも考えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） そういうふうに試験的に1つまずやってみるということで、ぜひともしっかりと考えていただきたいと思うんですね。

先ほど間宮議員がセレロンのCPUのことをおっしゃっていましたが、今回のG I G Aタブレットというのは、システムとして、メインメモリーが4ギガしかないんですね。CPUについているRAMが4ギガしか搭載されておられません。Windows11のほうの設定は最低8ギガということになっていますので、もうOS自体が余裕を持って動く状態ではないと。もう半分しかメインメモリーがない、RAMがないということは、これはもう致命的な欠陥であるというふうに言わざるを得ませんので、もう本来ならやる必要もないぐらいの状態だと私は思っていますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書27ページ、主要事務事業説明書18ページからの第2款 総務費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） 取りあえず、18ページの一般管理費の中で、宿直業務委託料ということで645万9,000円出ております。説明もいただいたんですけども、どうしてもやっぱりお一人で別の業者がやられるということで、宿直室には防犯カメラは入れるけれども、巡回ルートにはそういうのはしないということだったんですね。例えばもう小さいカメラを、今だとアクションカメラというのもあるので、それを持って必ず巡回に行ってもらおうとか、そういうもうちょっと徹底したものがないといけないというふうには私は思うんですけども、もちろん、例えばネット上に侵入して何かやるというのは、今、一般的にそこらじゅうで起こっておりますけれども、そうでない場合、ほとんどの場合、人間が問題点であります。

いろんな公共のところなんかでも委託社員が持ち出してしまったとかということが非常にニュースでも盛んに言われておりますが、そういうことというのは、本当にどのように対応していかれるつもりなのかというのが1点あります。取りあえずそれにしておきます。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

セキュリティーの問題ということでございます。

確かにいろいろと、議員さんが言われるように、懸念ということは、我々のほうも考えております。今回の予算では、宿直室にしっかりしたものを設置させていただきますが、今、議員さんが言われましたように、ボディーにつけるアクションカメラであるとか、あと例えば各階に簡易的なカメラをとというのが、最近カメラ、安くもなっておりますので、その点については、今ちょっと検討中ということでございます。議員さんも以前からセキュリティーが甘いんじゃないとか、心配しているということでも言われておりますので、今そこについては検討中でありまして、例えば業者選定するときに、それも併せて、含めて仕様書とかにもうたったりとかということの検討のときに、再度その辺のセキュリティーには万全を期していきたいというふうに思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 説明書の22ページ、2項 企画費の中の1目 企画総務費で、22ページのふらっと笠松運営事業についてですが、これは担当の部長のほうから御説明をいただきましたが、いま一度、拡大事業の整備費、整備工事ですね、これで2,426万2,000円ということなんですけど、実際拡大をして、そのふらっと笠松において、事業所の拡大に伴い、運営方針とか、その内容をいま一度御説明いただきたい。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

ふらっと笠松の改修内容及び運営方針についてですけれども、改修内容につきましては、今、かなり手狭になっているということで、隣の空き店舗のスペースのほうも活用しまして、面積のほうを広く活用してまいりたいというふうに思っております。昨日の一般質問で御答弁もさせていただきましてけれども、ギャラリースペースとか物販のスペースの拡充、あとは展示、舞台ですね、そういったものを常設して、広く海外から、町外からのお客様を受け入れる体制のほうを整備してまいりたいと思っております。

運営体制、方針のほうなんですけれども、現在、商工会のほうにふらっとの運営委託、職員のほうを委託しております。こちらのほうは、継続して商工会と連携して、あちらのほうを商工業の発展の起点というふうにも考えておりますので、そういったところで連携して進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、ちょっと面積も広がりますので、ちょっと運営が、今1人体制で行っておるところでございましてけれども、その部分をもうちょこっと、事業内容、改修内容ですね、こういったところが固まり次第、もう一回商工会とも連携しながら、どういったスタイルが、運営していけるかというのはまた検討してまいりたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

町外の人へのおもてなしというところも含めての拡大事業であるということの内容ですが、もう一つ、ふらっと笠松においては、バスに乗られる方等、待合室のような意味合いもあると思います。そういう方々への配慮も、やっぱり町内、町民の人への配慮という部分も今後の展開の中で考えていただいて、方向性を持っていただきたいなというのを要望して終わります。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） 22ページのかさまつ共創まちづくりビジョン策定支援業務委託料、新規で439万4,000円、今度新たに、新規事業なんですけど、これは勉強会のときに、空き家をリノベーションするのか、何かちょっと漠とした説明しかお聞きしていなかったもので、これを新規で予算をつけて、今後どのようなふうになるのかというようなことを、ちょっともう一回、確認なんですけど、教えていただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

かさまつ共創まちづくりビジョンの策定業務のほうなんですけれども、こちらのほうは、行政のみだけではなくて、地域と主体、地域の方々と一緒になって自立的で持続可能なまちづくりを実現するために、約3年かけてまちづくりビジョンのほうの策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

初年度の来年度につきましては、基礎調査的な部分と、あとはそういった今後のまちづくりの柱となってくる空き家等の活用ですね、そういったのをまず一つ成功事例的な形で形づくりを進めていければなあというふうに思っておるところでございます。

行政と民間が同じ方向性を共有して、まちづくりを進めてまいりたいというふうな思いでこの事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 行政と民間の不動産屋さんなのか、そういった業者との話で計画を立てて、一般の町民の方というか、そういうのは、空き家を持っているから、例えば手挙げ方式、具体的にどういう形になるのか、ちょっと私、全然把握ができないんですけど、もう一度流れというか、どのようにまちおこしをされたいのか、どういった目的というか、ちょっとその辺りをもう一度教えていただきたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） すみません、ちょっと説明不足で申し訳ございませんでした。

今回のこの共創まちづくりビジョン策定なんですけれども、具体的には、民間さんと連携して、例えばワークショップとかを開催して、そういったところに地域の方、いわゆるプレーヤーの方々が賛同していただいて、まちづくりをいろいろ考えていく中で、例えばこの空き家をどう使っていきたいかみたいな事例をいろいろみんなで計画して、その中で、実際にこの空き家をリノベーションして、店舗なりお店なりで活用していくという、そういったものが生まれるといいなというような思いで今回の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。行政と民間さんだけで決めるのではなくて、地域の方々、そういった方々も巻き込んで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 先ほどから出ている企画費の企画総務費のところ、23ページになりますが、窓口BPR推進事業というのが新たに設けられています。これは、最初の予算の概要のところにある主要な事務事業ということで、こういうことで、令和8年度、されていくという

ところなんです、窓口がよりよくなるということで、町民に関してはとても助かるなというふうに思うんですが、この推進事業というか、工事ですね、多分1階または、この庁舎の1階の部分を多分変えていってというふうに思われるんですが、ちょっとその辺りの、いつ頃から、工期がどうなって、その間、窓口業務は多分別のところで行われてとかということになるのかと思いますが、その辺り、町民が不便にならないようにうまく新しい窓口への転換が図られていくように多分なるんだろうと思いますけど、その辺りのところの工期とか、いろんな内容について、少し詳しく教えていただければなあというふうに思います。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 窓口BPRの関係の御質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうは、役場の1階、住民課のフロアを中心に改革のほうを、レイアウト変更等を予定しておるところでございます。

スケジュール的には、秋のシルバーウィークですね、9月のシルバーウィークの連休を活用して、住民様には影響がないようなスケジュール感で進めてまいりたいと思っております。大きなレイアウト変更についてはそのシルバーウィークの休日中に対応するとして、電光掲示とか、そういった電気系統とかの整備もございますので、そちらのほうはまた休日とかを活用して整備のほうを進めてまいって、住民サービスには影響がないような形で進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ということは、フロアのデザインがぱっと変わるんですけど、そんなに物すごい大きな工事ではなくて、シルバーウィークの期間で収まるようなということの改革というところなんですね。というふうなことで、住民には迷惑がかからない、できるだけということに対応されるということで、分かりました。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次へ参ります。

予算書40ページ、主要事務事業説明書25ページからの第3款 民生費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） じゃあ1つだけ、すみません。

26ページの3目の老人福祉費の中の単位老人クラブ交付金ということで49万1,000円というふうになっています。これは、例えば令和4年度の資料を見ると61万5,000円ということで、大分減っているわけなんですね。数のほうも、50人以上が18あったのが14、25人以上50人未満が27あったのが19、こっちの一番少ない15から20というのは3が7ということで、これは大きかったやつが減って小さくなったのかなというふうに思うんですけど、もちろん少子高齢化で増えているにもかかわらず、こういうふうが減ってきているというのは、どのような分析をされているのでしょうか。

また、高齢者の方の、例えば健康を維持するためには、やっぱり外へ出ていただいて、いろんな活動をしていただくというのはとても大事なことだと思うんですが、こういうことに関して、何か特別な支援というか、施策というか、考え方というのを町は持っていらっしゃるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

まず、1点目の単位老人クラブの交付金のクラブ数が減っている、分析なんですけれども、こちらは10人以上が交付の対象になりますので、今10人未満のクラブですね、特に笠松地域が多いんですけれども、10人未満のクラブが増えてきたことによって、この対象のクラブ数が減っているといったことです。

あと、高齢者ですね、高齢化を迎えて、活躍とか行動の場なんですけれども、例えば社会福祉協議会ですね、ああいうところがサロンとかを積極的に今進めておりますので、そういうところと歩調を取りながら、高齢者の方が今後、地域で元気に暮らせるような施策のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

私が思うには、私の地元のクラブもそうなんですけれども、たしかあれは60歳から入れたと思うんですが、60歳で、多分今65歳まで働いておられるので、60歳から入る人というのはほとんどいらっしゃらないと思うんですけども、とって、そういうふう新しい人が入ってこないけど、中におる人はどんどん高齢化になってきて、体が動かんもんで、事業もほとんどしなくなってきているというような実態ですね。あまり問題にならないようなことだけだんだんそういうふうになってきてしまっているという実態があるんですが、そういう新しい人を巻き込んでいくためには、さっき言ったサロンとか何とかというのは、もちろんそれは町内会も含めて、関連した事業になっていくわけなんですけれども、町として、その新しい方にもそうやって入っていただくような、何か目新しいことというのは考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

議員言われるように、今60歳というのが、ちょうど今、定年延長とか、もう65、70まで働く時代ですので、確かにこの老人クラブというのは過渡期の時期であると思っております。しかしながら、今、地域が希薄化というところを言われていますので、そういう方を、地域で活躍していただく。また老人クラブといたしましては、各種、歩け歩けとかグラウンドゴルフとか、いろんな活動を通して、それに積極的に参加していただくよう、働きかけですね、あと町のほうも広報、周知、PR、そのようなことで、お年寄りの居場所と申しますか、その確保を図っていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

なかなか難しいなというのはよく分かっております。私も自分自身でそういうところに関係しながら、新しい人がなかなか来ていただけないというのは、最近、うちの地元だと僕が入ったぐらいで、あと誰も入っていないという状況が続いておるのは現実の問題だと思っております。

なので、例えば今、笠松町は二十歳の集いというのをやっています。青少年育成町民会議のほうで二分の一成人式、今、十歳の集いという形になりつつありますけれども、そういうのを計画しています。昔は、もう今はやっていないと思いますけれども、40代の厄年のときに餅まきをやるといような形になっています。60歳から65歳になったときに、町でもう一回仲間に入る会みたいなのを、ずっと若い頃からちゃんと段階を踏んで、何度かの段階を踏んで、笠松町はずっとあなたたちのことを考えていますよみたいな、そういうつながりみたいなのがあったらいいのかなというふうに私個人としては思っていますが、ぜひとも、結果的に最後は、本当に高齢になってくると、死んでおるかどうか見に来てねというのが最後の言葉になってしまうのかなと。もう出ていけんようになって、死んでおるといかに、1日に1回ぐらい残してねと、近所だったり、町内会もそういうところはあると思うんですけども、近所だったり、そういう仲間に伝えるところが最後になっていくかもしれません。

なので、そういう寂しいことがなくならないようにするためにも、ぜひともそういう元気で長生きしていただくような施策というのが大事だと思いますので、ぜひともそういう方に今後とも熱いアプローチを継続してお願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書49ページ、主要事務事業説明書34ページからの衛生費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書54ページ、主要事務事業説明書41ページからの農林水産業費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書56ページ、主要事務事業説明書42ページからの商工費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書57ページ、主要事務事業説明書43ページからの第7款 土木費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書62ページ、主要事務事業説明書46ページからの消防費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

予算説明書63ページ、主要事務事業説明書47ページ、第9款 教育費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者あり]

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 説明書の49ページの9款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費の、49ページの上のほう、学校施設長寿命化事業ということで委託料1,180万7,000円がありますが、この中に、中舎西舎防水等改修工事設計業務、笠松小学校とございますが、現状、笠松小学校の中舎と西舎に雨漏り等が発生しているからこのような設計委託をするのか、それとも長寿命化ということで、事前に対策を練るためのまずは設計というところか、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

今現在、数か所の雨漏りが現状窓際に、学校から聞いております。ということで、その関係で来年度設計を行い、翌年度工事に入れるような格好の今準備をしているという状況になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 現状も多少の雨漏りがあるということが確認されている中で、その対応等は何かされているのでしょうか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） 今現在、そこまで授業に支障とか、そういう影響はないんですけど、その都度現状を見て、必要であれば修理をするという格好の段取りになっております。

○3番（竹中光重君） よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 53ページの学校給食費の中で、センター運営事業として、今回ここは調理業務を委託にされたということで、そのときのメリットとして、県から来られている栄養士の方が非常に余裕のある仕事ができるようになるので、各学校を回って栄養指導とか、いろいろなことができるようになるという御説明をいただいたんですけど、具体的にどのような活動をされているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

以前は、いろんな中の給食の部分をやることで、栄養教諭が午前中いっぱいかかって、学校に勤務するのが午後からということになりますけど、現在はもう午前、もういわゆる調理のほうに基本的には関わりませんので、学校に配置する、学校での授業とかの勤務が午前からでもいけるような体制にできておりますので、その点、学校内で教諭が生徒に対して、授業とか、接することができるという状況になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そういうふうになっておりますけど、じゃあ具体的にどのような内容をどれぐらいの時間、何をしているか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 栄養教諭によっても若干異なりますけれども、私が把握している内容では、家庭科の調理というか、食物の学習ですね、そうしたところでの、外部じゃないけれども、専門的な知識を有する、技能を有する方の指導という形で授業を行っておりますし、生徒会活動の給食残菜を減らすとか、そうした活動の支援、一緒になって活動を考えながら進めていく。あるいは、調理センターの調理師、調理業務に携わっている方のキャリア教育と申しますか、そうした部分もそうですし、地産地消ということを考える場合、地元にもふさわしい給食の献立を考えるといいますか、そうした活動もありますし、具体的に何時間ということはここでは申し上げられませんけれども、あと1ついいところは、授業で例えばごんぎつねをやる、そうするとごんぎつねに出てくる、その時代背景を考えた、それにふさわしいというか、合った給食を提供したりとか、献立をつくったりとか、要は子どもたちの食生活、食が進むようないろんな働きかけ方をしているということを私は聞いておりますし、実際にその現場も、全部じゃないですけども、数時間から見せていただきました。

よろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） 51ページの総合交流センター運営管理事業のところの一番下のところの空調設備改修工事の新規なんですけど、空調、今、冷暖房ですか、使えないということで、大変ありがたいんですが、これの具体的な工期というか、工期と、あと今後直った場合、料金体系とか、そういうのはどういったふうに考えてみえるのかということをおっしゃって教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） まず総合交流センターの空調の工期なんですけど、夏場にやることは、基本的に利用者が耐えられないという部分もありますので、冬場に切替えができるような格好で工事を進めようとして今計画しております。

また、料金については、今現在ホールを使っただけの団体については、減免というか無償、無料で使っただけの現状なんですけど、直り次第、全体の公共施設、体育施設等も含めて、今、料金の見直しも検討している状況になっておりますので、そこを含めて何らかの負担を取りたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 大変ありがたいことなんですけど、やはり料金のほうなんですけど、今、

物価高騰等もあって、皆さん、町民の方も大変なことで生活してみえるので、なるべく今現在とちよっとというぐらいの感覚でやっていただけるとありがたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書76ページ、主要事務事業説明書53ページ、第10款 公債費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書76ページ、主要事務事業説明書54ページ、第11款 諸支出金についての質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

予算説明書77ページ、第12款 予備費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 予備費というのは、多分以前はずっと1,000万ぐらいついていたと思います。合併が破綻して以降500万円ぐらいだったと記憶しておるんですけども、令和6年度決算でいうと427万2,000円の決算ができております。令和7年、令和8年と予備費が1,000万円というふうに以前に比べて非常に増えておりますけれども、この件について、なぜこういうふうに予備費を取られているのかについて御説明願います。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） 予備費についての御質問についてお答えいたします。

予備費につきましては、令和4年に500万から1,000万に予算額のほうを増額しております。その当時、コロナ対応で、緊急を要する対応でこういった予備費を支出させていただいたというところもございまして、この予算規模とさせていただいておるところでございまして。それ以降、見直しをかけていないというところで、1,000万が継続して予算計上させていただいておるといふ状況になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

コロナ対応で緊急事態が起き得る状態だったということで、仕方がないと思うんですけども、今はもう一応そういうことは落ち着いておるわけで、しっかり精査をして予算を組み上げていただきたいと。決算もしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑の途中ですけれども、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

それでは、歳出については一応終わりました。

次に、歳入全般についての質疑を許します。

予算説明書3ページから25ページまで、主要事務事業説明書1ページから17ページまでになります。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） ちょっと歳出のところで分からなかったもので、歳入の主要事務事業の10ページのところに、県支出金、県負担金、民生費負担金のところで、社会福祉費負担金で行旅死亡人取扱ということで122万3,000円、令和6年度は120万円がついておったんですけども、町内に三次救急指定病院ができたということで、今後、行旅死亡人の扱い方というか、扱いについて変化が出てくるような話を聞いたんですけど、そういうことについても、これは県のほうからこういう補助金が出るということなんではないでしょうか。三次救急指定病院ができたことによる変化を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

松波病院さんの救急とこの行旅死亡人の関係なんですけど、こちらの予算のほうの行旅死亡人というものは、身寄りがなくて、例えばこの笠松の区域内で亡くなられていた方の火葬とか、そういうようなお金で、それは行旅死亡人の法律によって財源のほう措置されます。

松波病院さんとの関係なんですけど、松波病院さんのほうの、搬送されて、例えば亡くなったという方は、戸籍とかいろいろ調べていきますと、その関係人というのが大体は見つかって

ます。通常であれば、その関係の方が亡くなられていた方を引き取っていただいて火葬とかに付していただくわけなんです、そういう場合はこの行旅死亡人のこちらには当てはまりませんので、そちらのほうは町の予算で対応しているというような関係になります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、今まで普通に行旅死亡人というのは、行き倒れになったような方で身元が分からない方ということで、倒れたところの住所地の自治体が面倒を見るといふふうに私は思っておったんですけども、救急搬送されてきて亡くなった方で、身寄りがいなかったり、引受手がいなかった場合も行旅死亡人の扱いになるというような話を聞いた覚えがあるんですけども、そうすると、その亡くなった方の身寄りを探したり、拒否するかどうかを確認するまでの時間がどうしても必要になってくるので、勝手にだびに付すわけにいかないというふうに話を聞いて、その部分で随分お金がかかるよという話を聞いたんですけど、その辺のところの予算措置というのはどういうふうになっていくんでしょうか。どこから補助金が出るとか、何かそういうことがあるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

まず行旅死亡人の取扱いなんです、戸籍とかを調べても分からない場合に、官報とかに掲載のほうをさせていただいて、それで、そういうような手続が必要になります。例えば先ほど松波さんに救急搬送されてという場合は、そこでうちが戸籍のほうを調べれば大体関係人が出てきますので、そこで本当にその方が火葬していただけるかどうかというのを折衝のほうをして、それでもどうしても火葬とかができないということであれば、こちらの歳出の予算で、主要事務事業の説明書には載っていないんですけども、予算書の40ページのほうに、その12節の委託料というところに行旅死亡人等取扱委託料とか、この19節の行旅病人医療給付費、そのようところで対応しているところでございます。

すぐ火葬にできないような場合は、その遺体を安置とか、ある程度の期間いたしますので、その委託料についても、今申し上げました行旅死亡人等取扱委託料、その中で対応しながら努めているところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 分かりました。

そういう一旦預かっていただいてもらうようなこともそういう予算措置の中で、この40ページの中に入っているということなんですけど、それは令和7年度でも同じように入っていたんでしょうか。令和7年度はどのような対応をされたんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

令和7年度も今申し上げましたその委託料の中で対応のほうをさせていただいております。

ちなみに、今年度の件数なんですけど、そのような対応をした件数が全部で6件ございます。

以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、歳入についての質疑は終わります。

次に、一般会計予算書9ページからの第2表、地方債についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

一般会計予算全般にわたるものについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） これは先ほど聞き忘れたことを今聞いていいですか。

○議長（伏屋隆男君） いいですよ。

○1番（伊神和弘君） すみません、歳出になるんですけど、公園の管理のところになるのかどうか分かりませんが、桜木等管理業務委託というのをされていると思うんですけど、最近、桜の木が老木になって倒れてきて何か被害が出たとか、それからつい最近では、何か外来種のカミキリムシが海津市か何かでちょっと湧いて、もうそれは何か対策しなくちゃいけないとか何とかという記事もあったぐらいですが、ちょっとこの桜の木の管理、町が管理している桜の木というのは、これはみなと公園だけに限らず、三角駐車場のところからずっと向こうの堤防とか、それから桜町の辺りの境川の堤防辺りとかも含めての桜の木等の管理というふうな解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

今おっしゃられましたように、公園全てと堤防道路に植わっております、境川の堤防も含めまして、全て笠松町の管理でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ということで、かなりこちらの堤防も向こうの堤防も老木が増えてきて、

もうかなり切って処分されたもの等あるようですが、この管理業務委託料の中に全てそういう、例えばもう古くなったのは判断して処分してとかというのも全部含まれて、来年度これぐらいかかるだろうということで予算化されているというところなんでしょうか。

また、それは何かこうやって今度処分をしたりするとなると、また別にお金がかかってくるということになるんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

こちらの樹木剪定の委託につきましては、毛虫がつかないようにフェロモントラップというものを設置したりとか、あと議員さんがおっしゃられましたように、伐採から剪定、その後の処分まで全て含めた金額になっておりますが、この金額でこれを全てできるということもできませんので、公園につきましてはもともと建設課のほうで管理しておりまして、堤防道路につきましては令和8年度から建設課のほうで管理いたしますので、まずもって委託業者さんと一本一本確認しながら優先順位を決めまして、危険な桜につきましては、改めて早めに処理をするような形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（伊神和弘君） 理解しました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） 第17号議案 令和8年度一般会計予算に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

我が国の経済は、株式市場も高水準で推移するなど、明るい側面が見られていましたが、今日のイラン情勢は世界経済に大きな影響を与え、原油価格高騰の長期化が予測されるなど、エネルギー資源を輸入に頼っている我が国にとっては、非常に深刻な状況が続くと思われま

す。当町の新年度予算を見ますと、町税については、民間賃金の上昇や新築家屋の増加などを背景に、一定の増収が見込まれておりますが、社会保障関係経費の増加に加え、物価上昇や人件費の高騰、公共施設の維持管理やインフラ整備への対応などにより、依然として厳しい財政運

営が求められております。

このような状況の中で編成された令和8年度当初予算は、限られた財源を効率的に活用しながら住民サービスの向上を図るとともに、町の魅力向上や地域活性化につながる施策が盛り込まれた意欲的な予算であると評価するものであります。

まず行政サービスの向上と業務効率化を図る自治体DXの推進では、窓口業務のビジネスプロセス・リエンジニアリングによる改革を進め、窓口レイアウトの刷新や発券機システムの導入などにより、分かりやすく利用しやすい窓口環境の整備が進められます。また、道路台帳のデジタル化やウェブ口座振替受付サービス、セルフ公金収納機の導入や行政版AIチャットボットの開発などにより、来庁を前提としない行政サービスの拡充と業務効率化が期待されるところであります。

次に、まちの魅力発掘とPRでは、「かさまつ共創まちづくりビジョン」の策定をはじめ、「ふらっと笠松」の拡充整備やふるさと納税返礼品の開発支援制度の創設など、地域資源を生かした取組が進められるとともに、アニメーションとのコラボ事業やデジタルプロモーション、イベントの開催などを通じて、町の認知度向上と関係人口の拡大を図る施策が展開されております。これらの取組は、地域経済の活性化とにぎわいの創出につながるものとして、大いに期待するところであります。

さらに、子ども施策の充実では、学校給食費の負担軽減を継続するとともに、こども誰でも通園制度に対応した受入れ体制の整備が進められるなど、多様な子育てニーズに対応した支援体制の充実が図られております。

また、次期ごみ処理施設の稼働に向けた関連事業をはじめ、羽島用水パイプライン上部利用整備、雨水管理総合計画の策定や土のうステーションの増設、さらには防災行政無線戸別受信機設置への補助制度など、防災力向上と安全な生活環境確保に向けた取組が着実に進められております。

令和8年度一般会計の予算総額は91億6,500万円と過去最大規模の予算となっておりますが、いずれも町民生活を支え、将来のまちづくりにつながる必要な事業であると考えております。

予算の執行に当たりましては、引き続き住民視点を第一に、事務事業の見直しや業務の効率化を進めながら、限られた財源を最大、有効に活用し、効果的かつ効率的な施策の推進に努めていただくことを強く要望いたします。

以上のことから、令和8年度笠松町一般会計予算に賛成するものであります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後1時51分